

「出雲國たたら風土記」シンボル及びロゴタイプ使用要領

(目的)

第1条 この要領は、日本遺産「出雲國たたら風土記 ～鉄づくり千年が生んだ物語～」の知名度を向上するため、「出雲國たたら風土記」のシンボル及びロゴタイプ（以下、「シンボル等」という。）を安来市、奥出雲町及び雲南市（以下、「鉄の道文化圏」という。）において製造加工する商品及びサービスに使用する場合について、必要な事項を定めるものとする。

(シンボル等に関する権限)

第2条 シンボル等に関する一切の権限は、鉄の道文化圏推進協議会（以下、「協議会」という。）に属する。

(使用の届出)

第3条 シンボル等を使用しようとする者は、別添「出雲國たたら風土記シンボル&ロゴタイプ使用マニュアル」を了知したうえ、使用届出書（様式第1号）に次の各号に定める書類を添えて、あらかじめ鉄の道文化圏推進協議会会長（以下、「会長」という。）に届け出なければならない。

- (1) 申請者の事業概要がわかる資料
- (2) シンボル等の使用内容がわかる企画書等
- (3) その他会長が必要と認める書類

(使用の基準)

第4条 会長は、前条に規定する使用届出書を受理した場合は、その内容を確認し、当該使用が協議会の目的に合致した鉄の道文化圏内外への情報発信や気運醸成等に寄与すると認めるときは、使用を確認する書面を届出者へ送付する。

2 シンボル等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は使用を認めないものとする。

- (1) 協議会の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (2) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (3) その他会長が不相当と認めた場合

(使用の条件)

第5条 会長は、必要があると認める場合には、シンボル等の使用方法その他について、条件を付することができる。

(使用上の遵守事項)

第6条 シンボル等を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用届出書に記載された事業のみに使用すること。
- (2) シンボル等の一部のみを使用したり、又は変形させたり、他の図形や文字と重ねて使用しないこと。ただし、会長が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (3) シンボル等を使用した場合には、使用実績（パンフレット、写真等）を速やかに

協議会に提出すること。

(経費等の負担)

第7条 協議会は、この要領によりシンボル等の使用した者に対し、その使用に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第8条 協議会は、シンボル等の使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

(情報の公開)

第9条 会長は、シンボル等の使用状況等について、利用促進を図る観点から、情報を公開することができる。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、シンボル等の使用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年6月23日から適用する。